議員提出議案一覧表(意見書)

議員提出議案第18号

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書(可決)

加齢性難聴は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす大きな 原因になる。

また、最近では鬱や認知症の危険因子になることも指摘されている。加齢性難聴によりコミュニケーションが減り、会話することで脳に入ってくる情報が少なくなることが脳の機能低下につながり、鬱や認知症につながるのではないかと考えられている。

日本の難聴者率は、欧米諸国と大差はないが、補聴器使用率は欧米諸国と比べて低く、日本での補聴器の普及が求められる。

しかし、日本において補聴器の価格は片耳当たりおおむね3万円から20万円であり、保険適用ではないため、全額自費となる。身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者である高度・重度難聴の場合は、補装具費支給制度により1割負担、中等度以下の場合は購入後に医療費控除を受けられるものの、その対象者はわずかで、約9割は自費で購入していることから、特に低所得の高齢者に対する配慮が求められる。

欧米では、補聴器購入に対し公的補助制度があり、日本でも、一部の自治体で高齢者の補聴器購入 に対し補助を行っている。

補聴器のさらなる普及で高齢になっても生活の質を落とさず、心身とも健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながると考える。

よって、国においては、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月27日

議員提出議案第19号

核兵器禁止条約への参加を求める意見書(可決)

核兵器を全面的に違法とする核兵器禁止条約は、2017年7月に国連において採択された。本条約は、核兵器の開発や実験、製造、備蓄、移譲及び使用などを幅広く禁止するものである。また、核の威嚇としての使用の禁止も盛り込まれ、核抑止力の考え方を明確に否定することにつながるものとなっている。さらに条約の前文には、日本語に由来する「ヒバクシャ」という文言も盛り込まれ、筆舌に尽くしがたい経験をし、核廃絶や平和への願いを世界に発信し続けてきた広島及び長崎の被爆者の思いが酌み取られたものと言える。

本条約は、50カ国が批准の手続を終えた後、90日後に発効することになっているが、いまだ達していない。条約制定の交渉会議に加わらなかった日本政府は、いまだ条約に不参加の姿勢を貫いている。政府は本来であれば、唯一の戦争被爆国として、核廃絶に向け先頭に立って条約への参加を果たし、他国にも参加を促し、参加できない国もどのような条件があれば可能であるのかを議論しなければならなかった。日本政府の姿勢は、核兵器の廃絶を求める国際世論に逆行するだけでなく、被爆者の悲願を裏

切り、日本の民意に背を向けたものである。

安倍首相は、本年8月の広島及び長崎の平和記念式典において、核兵器禁止条約に全く触れないまま挨拶を終えた。一方、長崎市の田上富久市長は平和宣言で「積み重ねてきた人類の努力の成果が次々と壊され、核兵器が使われる危険性が高まっている」と指摘し、また、核兵器禁止条約に参加しない日本政府の姿勢を「背を向けている」と表現し、「唯一の戦争被爆国の責任」として同条約への署名、批准を強く迫った。また、広島市の松井一實市長も「日本政府には唯一の戦争被爆国として、核兵器禁止条約への署名・批准を求める被爆者の思いをしっかりと受け止めていただきたい」と述べた。

2017年には、核兵器廃絶国際キャンペーン(I C A N)がノーベル平和賞を受賞したものの、その後、アメリカ合衆国と旧ソビエト連邦との間で締結された I N F (中距離核戦力)全廃条約の失効、N P T (核兵器不拡散条約)運用検討会議の状況、核兵器の近代化の動きなど、核兵器廃絶に向けた動向が今、世界的に停滞している。日本は、アメリカ合衆国の核の傘や核抑止力に依存するのではなく、核兵器廃絶に向けた強いイニシアチブを発揮するときである。

核のない世界を目指す姿勢を積極的に発信し、核使用禁止の国際的機運を高め、核兵器禁止条約に 参加すべきである。

よって、下記の事項について実現するよう強く求める。

記

- 1 核廃絶の先頭に立って、核兵器禁止条約を署名、批准すること。
- 2 核兵器保有国に対して被爆国として署名、批准を促すこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月27日

議員提出議案第20号

漁業収入安定対策の推進並びにトレーサビリティーの推進を求める意見書(可決)

今年度から始まった水産政策の改革に伴う水産資源管理は、再生産を安定させる最低限の資源水準をベースとする方法から、最大持続生産量の概念をベースとする方式に変更になった。これを着実に実行するには、国全体としての資源管理指針を定める必要がある。その上で、適切な資源管理に取り組む漁業者は、漁獲量を削減する場合があるため漁業経営のセーフティーネットとして漁業収入安定対策の機能強化が必要である。

また、水産政策の改革では、IUU(違法・無報告・無規制)漁業対策や水産物輸出の促進のためにトレーサビリティーを推進することになっており、それには漁獲証明の法制化による流通改善や水産物の消費拡大が必要である。

そこで、漁業者等が安心して水産改革に取り組めるよう、下記の事項の法制化を求める。

記

- 1 漁業収入安定対策の機能強化を図るために必要な法整備を行うこと。
- 2 水産物のトレーサビリティーを推進するために漁獲証明に係る法整備を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月27日

議員提出議案第21号

高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書(可決)

東京・池袋で87歳の高齢者が運転する車が暴走し、母子2人が亡くなった事故以降も高齢運転者による事故が続いている。

近年、交通事故の発生件数は減少傾向にあるが、75歳以上の高齢運転者の死亡事故の割合は高まっており、単純ミスによる事故も目立っている。

警察庁は、昨年末時点で約563万人いる75歳以上の運転免許保有者が、2022年には100万人ふえて663万人に膨らむと推計している。

こうした状況を踏まえ、国は2017年施行の改正道路交通法で、75歳以上の免許保持者は違反時や免許更新時に認知機能検査を受けることを義務づけたが、今や高齢運転者の安全対策及び安全運転支援の取り組みは待ったなしの課題である。

また、過疎地域を中心に、いまだ「生活の足」として車が欠かせない高齢者も多い中、自主的に免許を返納した場合などの地域における移動手段の確保も重要な取り組みである。

政府においては、地方自治体や民間事業者とも連携しながら、総合的な事故防止策としての、高齢 運転者の安全運転支援と地域における移動手段の確保を進めるため、下記の事項について早急に取り組 むことを強く求める。

記

- 1 自動ブレーキやペダル踏み間違い時の急加速を防ぐ機能など、ドライバーの安全運転を支援する装置を搭載した「安全運転サポート車(サポカーS)」や後づけの「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」の普及を一層加速させるとともに、高齢者を対象とした購入支援策を検討すること。
- 2 免許を自主返納した高齢者が日々の買い物や通院などに困らないよう、コミュニティバスやデマンド(予約)型乗り合いタクシーの導入など「地域公共交通ネットワーク」のさらなる充実を図ること。また、地方自治体などが行う免許の自主返納時におけるタクシーや公共交通機関の割引制度などを支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年7月4日

議員提出議案第22号

太陽光発電の適切な導入に向けた制度設計と運用を求める意見書(可決)

パリ協定の枠組みのもと、脱炭素社会の構築が求められる中、環境負荷の削減やエネルギー安全保 障等の観点から、太陽光発電を初めとする再生可能エネルギーの導入拡大が必要とされている。

こうした中、再生可能エネルギー特別措置法に基づく固定価格買取制度(FIT)の施行以降、導入量が着実に増加してきている一方、一部の地域では、防災、景観、環境面での地域住民の不安や、FIT買い取り期間終了後に太陽光パネルが放置されるのではないかとの懸念が生じている。

今後、こうした不安や懸念を払拭しつつ、地域と共生する形で再生可能エネルギーの導入をさらに促進する観点から、太陽光発電の適切な導入に向けて、下記のとおり要望する。

記

1 再生可能エネルギー特別措置法に基づく事業計画の認定に当たり、一定規模以上の案件については 地域住民への事前説明を発電事業者に義務づけるとともに、その具体的な手続を事業計画策定ガイ ドラインに明記するなど、地域住民との関係構築のために必要な取り組みを行うこと。

- 2 太陽光発電設備が災害時に斜面崩落を誘発することのないよう、急傾斜地以外の斜面に設置される 場合も含め、太陽光発電設備の斜面設置に係る技術水準の見直しを早急に行うこと。
- 3 発電事業終了後に太陽光発電設備の撤去及び適正な処分が確実に行われるよう、発電事業者による 廃棄費用の積み立ての仕組みや、回収された太陽光パネルのリサイクルの仕組みの確立に向けた取 り組みを進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月27日